

訪問看護医療DX情報活用加算に関する説明事項

第1条（制度の説明）

2024年診療報酬改定にともない、「ハローナースステーション（以下、当ステーション）」は、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法に基づくオンライン資格確認を通じて、利用者の資格情報・診療情報・薬剤情報等を取得し、これらを活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算（50円／月）を所定額に加算いたします。

第2条（施設基準）

当ステーションは訪問看護医療DX情報活用加算の算定にあたり、以下の施設基準に準拠しています。

1. 厚生労働省が定める訪問看護療養費および公費負担医療費のオンライン請求を実施していること
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整備していること
3. 医療DX推進に関する事項および質の高い訪問看護を実施するために必要な情報を取得し、活用していること
4. 上記の体制整備状況を事業所内の見やすい場所に掲示し、併せてウェブサイトにも掲載していること

第3条（目的）

医療DXの推進により、関係医療機関との情報連携を強化し、訪問看護の質向上および適正な算定を図ります。取得した個人情報は、

「厚生労働省・介護保険事業者における個人情報保護ガイドライン」

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき適切に管理し、訪問看護サービス提供以外の目的には使用しません。

第4条（資料情報の取扱い）

オンライン資格確認による情報取得は、利用者または代理人の同意に基づいて行います。同意なく情報を取得することはありません。

